

平成23年9月20日（火）	
部課名	愛知県建設部建設総務課
グループ名	契約第一グループ
担当	大岩課長補佐・小関主査
ダイヤルイン	052-954-6608
内線	2632・2635
部課名	愛知県農林水産部農林検査課
グループ名	契約グループ
担当	山田主幹・安井主任主査
ダイヤルイン	052-954-6394
内線	3608・3619
部課名	愛知県企業庁管理部総務課
グループ名	契約グループ
担当	清水課長補佐・吉川主査
ダイヤルイン	052-954-6671
内線	5615・5618

入札・契約制度の改善について

公共工事及び測量・調査・設計等委託業務における著しい低価格受注は、工事の品質の低下、下請業者へのしわ寄せ、労働条件の悪化、安全対策の不徹底などの問題が生ずるおそれがあることから、公共工事等の入札・契約にあたっては、低入札価格調査制度及び最低制限価格制度などの運用により品質確保等に努めているところですが、一層の品質確保等を図るため、平成23年10月1日から下記のとおり入札・契約制度の改善を実施します。

記

1 建設工事等に係る「最低制限価格制度」及び「低入札価格調査制度における失格判断基準」の試行拡大

(1) 試行対象の拡大

「最低制限価格」及び「失格判断基準」については、段階的に対象工種を拡大して試行してきましたが、適正価格での契約の推進を図るため、「最低制限価格」及び「失格判断基準」の対象工種を拡大し、**全工種において「最低制限価格」及び「失格判断基準」を試行します。**（ただし、政府調達協定適用案件は除く）

また、**公共土木施設の維持管理等を行う委託業務**（街路樹剪定などを行う道路施設維持管理業務委託など）についても、工事と同じ積算基準を用いていることから、**工事と同様の「最低制限価格制度」・「低入札価格調査制度」を試行します。**

(2) 「最低制限価格(=調査基準価格)」・「失格判断基準」の算定式の改正

制度の対象を全工種に拡大することにあわせて、「最低制限価格(=調査基準価格)」・「失格判断基準」の算定式について、工事の積算体系に応じ下表のとおり改正します。

工種等		最低制限価格(=調査基準価格)の算定式	失格判断基準の算定式
土木	一般土木工事 舗装工事等 (下記以外の土木系工事)	$\left. \begin{array}{l} \text{直接工事費} \times 95\% \\ \text{共通仮設費} \times 90\% \\ \text{現場管理費} \times 80\% \\ \text{一般管理費} \times 30\% \end{array} \right\} \begin{array}{l} \text{の合計額} \\ \times 1.05 \end{array}$	$\left. \begin{array}{l} \text{直接工事費} \times 75\% \\ \text{又は} \\ \text{共通仮設費} \times 70\% \\ \text{現場管理費} \times 70\% \\ \text{一般管理費} \times 30\% \end{array} \right\} \text{の合計額}$
	土木系の 機械設備工事 電気設備工事 電気通信工事	$\left. \begin{array}{l} \text{機器単体費} \times 85\% \\ \text{直接工事費} \times 95\% \\ \text{共通仮設費} \times 90\% \\ \text{現場管理費} \times 80\% \\ \text{一般管理費} \times 30\% \end{array} \right\} \begin{array}{l} \text{の合計額} \\ \times 1.05 \end{array}$	$\left. \begin{array}{l} \text{機器単体費} \times 69\% \\ \text{直接工事費} \times 75\% \\ \text{又は} \\ \text{共通仮設費} \times 70\% \\ \text{現場管理費} \times 70\% \\ \text{一般管理費} \times 30\% \end{array} \right\} \begin{array}{l} \text{の合計額} \\ \text{の合計額} \end{array}$
建築	一般建築工事 建築設備工事等 (昇降機設備工事等以外の建築系工事)	$\left. \begin{array}{l} \text{(直接工事費} \times 90\%) \\ \quad \times 95\% \\ \text{共通仮設費} \times 90\% \\ \text{(直接工事費} \times 10\% + \\ \quad \text{現場管理費)} \times 80\% \\ \text{一般管理費} \times 30\% \end{array} \right\} \begin{array}{l} \text{の合計額} \\ \times 1.05 \end{array}$	$\left. \begin{array}{l} \text{(直接工事費} \times 90\%) \times 75\% \\ \text{又は} \\ \text{共通仮設費} \times 70\% \\ \text{(直接工事費} \times 10\% \\ \quad + \text{現場管理費)} \times 70\% \\ \text{一般管理費} \times 30\% \end{array} \right\} \text{の合計額}$
	昇降機設備工事等 (エレベータ工事等)	$\left. \begin{array}{l} \text{(直接工事費} \times 80\%) \\ \quad \times 95\% \\ \text{共通仮設費} \times 90\% \\ \text{(直接工事費} \times 20\% + \\ \quad \text{現場管理費)} \times 80\% \\ \text{一般管理費} \times 30\% \end{array} \right\} \begin{array}{l} \text{の合計額} \\ \times 1.05 \end{array}$	$\left. \begin{array}{l} \text{(直接工事費} \times 80\%) \times 75\% \\ \text{又は} \\ \text{共通仮設費} \times 70\% \\ \text{(直接工事費} \times 20\% + \\ \quad \text{現場管理費)} \times 70\% \\ \text{一般管理費} \times 30\% \end{array} \right\} \text{の合計額}$

(着色部分が今回改正部分。一般土木工事等の算定式については、従来どおりで変更なし。)

平成23年10月1日以降に指名通知・公告を行う案件から適用します。

2 建設コンサルタント等業務に係る「最低制限価格」及び「低入札価格調査制度における調査基準価格・失格判断基準」の算定式の改正

建設コンサルタント等業務の一部（土木関係と補償関係のコンサルタント業務）において平成23年4月から国土交通省が積算体系を変更（※1）したことに伴い、平成23年10月から県においても同様の積算体系に変更するとともに、**新しい積算体系にあわせて「最低制限価格(=調査基準価格)・失格判断基準」の算定式を改正**します。（※2）

※1 「諸経費・技術経費」を用いた積算体系から、企業会計に合わせた「その他原価・一般管理費等」を用いた積算体系に変更。

※2 農林水産部に関しては、建設部と積算体系が異なり、今回は積算体系の変更がありませんので、算定式の改正は行いません。

【改正前の算定式】

下表の①から④までの合計額に100分の105を乗じて得た額とする。
ただし、予定価格の10分の7から10分の9の範囲とする。

業種区分	最低制限価格(予定価格1.5千万円未満)・調査基準価格(予定価格1.5千万円以上)				失格判断基準 (予定価格1.5千万円以上) 左側該当部分を以下に置き換える
	①	②	③	④	
測量業務	直接測量費	諸経費×5/10			②諸経費×4/10
建築関係の建設コンサルタント業務	直接人件費	特別経費	技術料等経費×9/10	諸経費×6/10	③技術料等経費×6/10
土木関係の建設コンサルタント業務	直接業務費	技術経費×9/10	諸経費×6/10		②技術経費×6/10
地質調査業務	直接調査費	間接調査費×9/10	地質調査業務費(解析) ×7.5/10	諸経費(一般) ×4/10	
補償関係コンサルタント業務	直接業務費	技術経費×9/10	諸経費×6/10		②技術経費×6/10

【改正後の算定式】

下表の①から④までの合計額に100分の105を乗じて得た額とする。
ただし、予定価格の10分の7から10分の9の範囲とする。

業種区分	最低制限価格(予定価格1.5千万円未満)・調査基準価格(予定価格1.5千万円以上)				失格判断基準 (予定価格1.5千万円以上) 左側該当部分を以下に置き換える
	①	②	③	④	
測量業務	直接測量費	諸経費×5/10			②諸経費×4/10
建築関係の建設コンサルタント業務	直接人件費	特別経費	技術料等経費×9/10	諸経費×6/10	③技術料等経費×6/10
土木関係の建設コンサルタント業務 (技術経費を用いる場合)	直接業務費	技術経費×9/10	諸経費×6/10		②技術経費×6/10
土木関係の建設コンサルタント業務 (技術経費を用いない場合)	直接原価	その他原価×9/10	一般管理費等×5/10		③一般管理費等×3/10
地質調査業務	直接調査費	間接調査費×9/10	地質調査業務費(解析) ×7.5/10	諸経費(一般) ×4/10	
補償関係コンサルタント業務	直接原価	その他原価×9/10	一般管理費等×5/10		③一般管理費等×3/10

(着色部分が今回改正部分。従来の技術経費を用いるコンサルタント業務については、算定式の変更はしない。)

平成23年10月1日以降に指名通知・公告を行う案件から適用します。

参考

【低入札価格調査制度】

入札価格が調査基準価格を下回った場合、その入札価格で契約の内容が適切に行われるかどうか判断するため、落札決定前に詳細な調査を行う制度。

工事においては予定価格 1 億 5 千万円以上の競争入札、建設コンサルタント等業務においては予定価格 1 千 5 百万円以上の競争入札に適用する。

【調査基準価格】

入札価格がこの価格未満の場合、契約の内容が適切に行われるかどうか判断するための詳細な調査を行うこととなる基準となる価格。

県の予定価格の算定の根拠となった積算の内訳の各項目の金額を、調査基準価格の算定式に当てはめて算出します。

(ただし、調査基準価格の上限は予定価格の 90%、下限は予定価格の 70%になります。)

【失格判断基準】

調査基準価格を下回った入札者の入札価格（又は入札価格のもととなる積算の内訳）が、この基準を下回った場合に、詳細な低入札価格調査を行うことなく、直ちに失格とする数値的基準。

県の予定価格の算定の根拠となった積算の内訳の各項目の金額を、失格判断基準の算定式に当てはめて算出します。

【最低制限価格制度】

入札価格が、最低制限価格未満の場合、その者の入札を失格とする制度。最低制限価格の算定式は、調査基準価格と同じ。